

平 20 全経外第 21 号

平成 20 年 8 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「企業結合に関する会計基準（案）」および「企業結合会計基準及び事業分離等  
会計基準に関する適用指針（案）」に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

○「企業結合に関する会計基準（案）」第 25 項および同適用指針（案）第 46 項  
他について

段階取得における会計処理については、第 25 項に「被取得企業の取得原価（第 23 項参照）と、当該支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、損益として処理する」との記載があるが、個別損益計算書には当該取扱いは適用しないものとしていただきたい。

仮に、当該取扱いが避けられない場合であっても、法人税等の課税所得計算上は、上記の損益が益金または損金の額に含まれないよう税務当局等と調整願いたい。

（理由）

上記の取扱いにより利益が発生した場合には、売却を行うことなく含み益が実現する。当該利益は分配可能額を構成することから、それが流出した場合には企業の実態資本維持に及ぼす影響が大きいと考えられる。

また、仮に、わが国において国際財務報告基準（IFRS）の全面適用により当該取扱いが不可避になるとしても、連単分離（連結のみに IFRS を全面適用）を行うべきとの議論もみられる。連単分離を採用するのであれば、上記の問題が発生すると思われる個別財務諸表において、連結財務諸表と同様に当該取扱いを採用するのは合理的ではないと考える。

なお、コンバージェンスの観点から、会計上は上記の取扱いとすることが避

けられないとしても、個別の課税所得計算上は別途手当てがなされるべきである。

以 上